(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
玉名市中字田嶋一三三六番二から同市中字河原一一七七番四まで	前	A　一三・〇〇～二三・六（メートル）	〇・一二〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一二・〇〇～一三・〇〇	〇・〇七八	
		A　一三・〇〇～二四・五〇	〇・一二〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	玉名市中字河原一一七二番一から同市中字河原一一七七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月七日

○九州地方整備局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	五十七号	豊後大野市朝地町板井迫字石田一〇一二番から同市朝地町板井迫字石田一〇一一番まで	九州地方整備局及び佐伯河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年三月八日

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字神岬町字尾根内六八番一地先から同町大字神岬町字尾根内六三番一地先まで	前	一九・〇〇～二八・二〇（メートル）	〇・〇四四（キロメートル）
	後	二五・五六～二八・二〇	〇・〇四四

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町野上七一番一から同町野上七二番一まで	前	二七・五八～六八・一八（メートル）	〇・三八二（キロメートル）
	後	二七・四二～五二・一七	〇・三八二
北海道紋別郡遠軽町野上九六番から同町野上一〇八番一まで	前	二七・二八～八三・〇八	〇・二五八
	後	二七・二六～六七・八三	〇・二五八

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町豊里五四〇番一から同町豊里五三七番一まで	前	二七・一七～四九・八七（メートル）	〇・三四六（キロメートル）
	後	三〇・四一～七〇・九三	〇・三四六

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十八号	北海道茅部郡鹿部町字本別二九番五から同町字本別三〇番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道茅部郡鹿部町字本別三七七番二地内	〃
〃	北海道茅部郡鹿部町字本別三三五番三六から同町字本別五三九番三まで	〃
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町野上一五三番一地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道紋別郡遠軽町野上一五九番一から同町豊里五四〇番一地先まで	〃
三百三十六号	北海道広尾郡広尾町字ピタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一四〇林班から同町字ピタタヌンケ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一四二林班ろ小班まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年三月七日